

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第54号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年9月25日（日） 17時00分ごろ	
発生場所	<p>沖縄県那覇港北西方沖</p> <p>沖縄県那覇市所在の那覇港新港第1防波堤北灯台から真方位276° 2.5海里付近</p> <p>（概位 北緯26° 15.5′ 東経127° 36.8′）</p>	
事故等調査の経過	<p>平成23年12月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。</p> <p>原因関係者から意見聴取を行った。</p>	
<p>事実情報</p> <p>船種船名、総トン数</p> <p>船舶番号、船舶所有者等</p>	<p>A 遊漁船 とも丸、8.5トン</p> <p>290-34589 沖縄、個人所有</p> <p>B プレジャーモーターボート ^{しおさい}潮騒、5トン未満（長さ6.36m）</p> <p>296-21119 沖縄、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	負傷 1人（船長B）	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 右舷船首ブルワーク及び右舷船首外板に割損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、那覇港北西方沖を約13ノットの速力で東北東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同海域でシーアンカーを投入し、釣りをして漂流中、平成23年9月25日17時00分ごろA船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、本事故前、レーダーでB船を探知していたが、周囲の他船に気を取られてB船を失念し、衝突するまでB船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、釣りをして漂流中、A船が接近してきたことに気付き、声を出し、救命胴衣を振ってA船に合図を送った。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃でB船から落水した船長Bを救助し、B船に移乗させた。</p> <p>A船は、沖縄県北谷町^{ちやたん}浜川漁港へ帰港し、B船は、速力を落として自力で航行して那覇市泊漁港へ帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 4</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、ふだん、レーダーの接近警報を作動させていた。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり、B なし
	船体・機関等の関与	A なし、B なし
	気象・海象の関与	A なし、B なし
	判明した事項の解析	A船は東北東進中、B船は釣りをして漂流中、那覇港北西方沖において、両船が衝突したものと

	<p>考えられる。</p> <p>船長Aは、B船をレーダーで探知したものの、周囲の他船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船の接近に気付いて救命胴衣を振るなどし、A船に対して注意喚起をしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、那覇港北西方沖において、A船が東北東進中、B船が漂泊中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>